

あぐりタイムズ 6月号

今月号の掲載内容

- ♪ 相続の流れ..... 1P～
- ♪ 相続で遺産分割が長引いた場合の問題点..... 5P～
- ♪ 今月のトピック1「酒税」..... 7P
- ♪ 今月のトピック2「ガソリン税」..... 8P
- ♪ お客様からのお言葉欄、今月のはてな君、納税スケジュール..... 9P
- ♪ 職員紹介「センスが光る人」..... 10P



「清田会計グループは電子申告を推進しています」

当事務所ホームページも是非ご覧下さい！！

アドレスは <http://www.zeirisi.co.jp/> です。

皆様のご意見ご感想をお待ちしております。m(_ _)m



税金と資産運用のフロとして清田会計グループはお客様満足度 N01 を目指します！

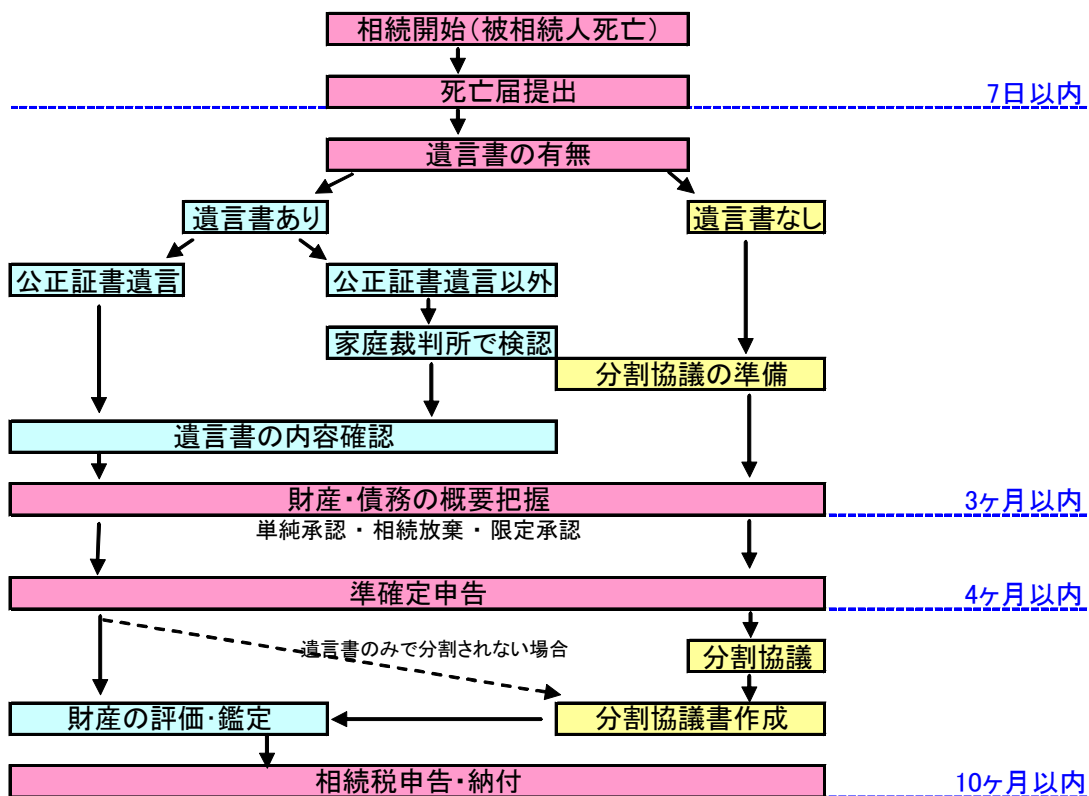
☔ 相続の流れ

暖かい穏やかな日々がやってきましたが、そろそろ梅雨の季節ですね。じめじめしてイヤな気分になると思いますが、日本の四季はこの梅雨もあってこそ、夏の暑い日々が楽しみになるのではないのでしょうか。

今回は、相続が発生したときの相続スケジュールを確認したいと思います。備えは何事も大事です。

相続フローチャート

(こちらはあくまでも一例です。順番は、前後することがあります。)



相続が発生したときは、どうすればよいの？

相続の発生とは、すなわち、被相続人が亡くなったことを指します。そこから10ヶ月以内に相続税の申告をしなければなりません。通夜、葬式、四十九日、あつという間に過ぎていきます。そんな中、相続人はたくさんの手続き等をする必要があります。この手続

きを忘れてしまったり、期限を過ぎてしまったりすると、あとで不利益を被ることとなつてしまいます。そうならないためにも、相続発生からの手続きの流れを把握しておきましょう。

相続開始の翌日から7日以内

通夜・葬儀等で忙しくなりますが、死亡届の提出をしなくてはなりません。死亡診断書を添えて、被相続人の住所地の市区町村役場に届け出ます。

ポイント！

葬式費用の領収書は、整理・保管しておきましょう。相続税申告時に使用します。

相続開始の翌日から3ヶ月以内

(1) 遺言書の有無の確認

まずは、遺言書の有無を確認します。前号の「今月のトピック」にもあったように、遺言書の中には、代表的な2つの遺言書があります。自筆証書遺言と公正証書遺言です。前者の遺言書を発見した場合は、速やかに家庭裁判所での検認手続きが必要となります。一方、後者の遺言書の場合は、家庭裁判所での検認手続きは必要ありません。

遺言書	家庭裁判所の検認手続き
自筆証書遺言	必要
公正証書遺言	不要

ポイント！

遺言書で相続を行う際、被相続人から指定がないときは、遺言執行者の指定又は選任をする必要があります。また、相続人が未成年者、成年被後見人である場合は、特別代理人や後見人を選任する必要がありますので、早めの手続きが必要です。

(2) 財産、債務の概要把握

次に、財産の概要を把握します。大まかな財産目録を作成してください。相続は、被相続人の財産だけでなく、債務も相続しなくてはなりません。万が一、被相続人が債務超過であった場合は、相続放棄、もしくは限定承認をすることも可能です。

- ・ 相続放棄 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がないこと
- ・ 限定承認 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐこと

ポイント!

相続放棄、限定承認は、3ヶ月以内に行わなければならないと民法上定められています。どちらもせずに3ヶ月過ぎると、単純承認したこととなります。単純承認とは、被相続人が死亡時に有していた一切の権利・義務を相続人が相続分に応じて相続することです。

選択できる相続方法
単純承認
相続放棄
限定承認

(3) 遺産分割協議の準備

遺産分割の時期については、相続開始後であれば期限は特にありません。しかし、最初に述べたように、相続税申告は10ヶ月以内に行わなくてはなりません。その際、税制上の控除を受ける場合は遺産分割をされていることが必要です。また、遺言書があった場合は、それに従うことになります。すべての財産について分割方法が指定されていなければなりません。分割方法の指定のない財産については、相続人全員の話し合いで分割方法を決めなければなりません。

また、遺産分割協議によって決まったことは、「遺産分割協議書」にまとめます。この遺産分割協議書は、相続登記であったり、共済(保険)名義、預貯金名義変更時に使用する大切な書類です。これらの手続きを円滑に進めるためにも遺産分割協議は早めに行うことをお勧めします。

ポイント!

遺産分割協議はもめることが多々あります。そうならないためにも、生前に遺言書を作成することは非常に大事になってきます。



相続開始の翌日から4ヶ月以内

被相続人が確定申告をしなくてはならない場合、亡くなった日までの確定申告をしなくてはなりません。これを準確定申告といいます。4ヶ月以内に被相続人の住所地の税務署へ提出します。

相続開始の翌日から10ヶ月以内

(1) 財産、債務の評価・鑑定、分割協議書作成

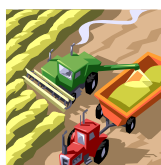
財産、債務の調査、評価・鑑定を行います。こちらは、税理士等の専門家に依頼することをお勧めいたします。その後、分割協議書の作成をします。

(2) 特例農地等の納税猶予の手続き

特例農地等の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を、相続又は遺贈により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合には、一定の要件をもとに相続税額を猶予するものです。この適用を受けたい場合は、10ヶ月以内に農業委員会への証明申請等が必要となります。

ポイント!

10ヶ月を1日でも過ぎてしまうと、受けることができない特例です。



(3) 相続税申告書の作成、納税資金の検討

いよいよ相続も佳境です。財産の評価・鑑定も終わり、分割も決まったら、あとは相続税申告書を作成します。そして納税額が決定したら、納税資金の検討をしてください。相続税は、金銭一時納付が原則とされていますが、果たして預貯金でまかなえるのか、土地を売らなくてはならないのか、金融機関から借り入れるかなどを考えます。

さあ、すべてが整いました。あとは、被相続人の住所地の税務署に相続税の申告をして、納付しましょう。

ポイント!

万が一、納税資金が作れないときは延納を、延納もできないのなら物納の申請をすることで、納付期限を延ばせたり、預貯金ではなく、相続財産で納税できます。

※ 未分割の場合はどうするの？

分割協議をしても分割が決まらなかった場合は、法定相続分で分割したものとみなして、10ヶ月以内に相続税を申告して納付してください。詳しくは、次ページの **JA Hot Information** をご覧ください。

相続財産の合計額が基礎控除以下であったり、税金が出ないときは、相続税の申告は必要ありません。しかし、個人で判断することは、実際難しいことが多々あります。相談をしたいとき、対策をしたいとき、お近くに専門家がいると安心できることが多いのが相続ではないでしょうか。当事務所はフルサポートでスムーズな申告へのお手伝いをいたします。相続税のことは何でも当事務所へご相談ください。

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点

Q 父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか。

A 法律上いつまでに遺産分割を行わなければならない、という決まりはありませんが、相続税の申告期限（相続開始の翌日から10ヶ月以内）までに分割が確定しない場合は、（1）配偶者の税額軽減の特例（2）小規模宅地等の評価減の特例（3）農地の納税猶予の特例が受けられない、（4）相続税の物納ができない、といったデメリットがあります。また、遺産分割が確定していない場合でも、相続税の申告は期限内に済ませなければなりません。

<解説>

1. 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

（1）配偶者の税額軽減の特例が受けられない。

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分（または1億6,000万円のどちらか多い金額）以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。

（2）小規模宅地等の評価減の特例が受けられない。

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等は以下の面積までその土地の相続税評価額を減額できる制度です。

区分	選択特例対象宅地等	限度面積	減額割合
①	すべて特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等（※1）	400㎡	80%
②	すべて特定居住用宅地等	240㎡	
③	①②に該当しない宅地等	200㎡	50%
④	上記①、②、③の宅地等を併用	200㎡～400㎡の間で調整（※2）	80%
			50%

（※1）国営事業用宅地等の特例は、平成19年10月1日以降廃止されました。しかし、一定の要件を満たす場合は、引き続き特例が認められます。

(※2) 計算式

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} \times \frac{5}{3} + \textcircled{3} \times 2 \leq 400\text{m}^2$$

(3) 農地の納税

①、②、③は上記区分の①、②、③の面積の合計

猶予の特例の適用が

受けられない。

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

(4) 相続税の物納ができない。

相続税では、税金を金銭で納付することが困難で、一定の相続財産（有価証券や不動産等）を金銭にかえて納める「物納」が認められています。

ただし、次の場合は（1）と（2）の適用を遡って受けることができます。

- ①「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出しており、相続税の申告期限から3年以内に分割が決定し、その4ヶ月以内に更正の請求を行った場合
- ②「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出しており、相続税の申告期限後3年を経過する日において分割できないやむを得ない事情があり、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日までに「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、承認を受けている場合で、その事情がなくなった後4ヶ月以内に分割された場合

遺産が未分割の場合、上記のような制度の適用が受けられないため、相続税が割高となり、申告時に納付する税額が多額になってしまいますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番ですが、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めるのが相続税上有利といえます。

2. 相続税の申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により、取得する財産と承継する債務の金額を計算し、申告をします。そして後日、分割協議が終わり次第、次のとおり申告することになります。

- | |
|---|
| ・分割の決定により、1回目の申告時より税金が多い場合
→「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。 |
| ・分割の決定により、1回目の申告時より税金が少ない場合
→「更正の請求」をし、1回目に多く支払った税金を還付してもらいます。 |

相続税の申告期限までに遺産分割が決定していない場合、相続税法上様々なデメリットがあるだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続をする

ためにも遺言書を作成しておくといよいでしょう。また、相続が発生した際にはできるだけ早く遺産の分割方法について検討することをお勧めします。

酒税



今月のピックアップ 1

最近、物価の値上がりがニュースでよく報じられています。毎月の生活費のやりくりで頭を悩ませている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そんな中、大手ビール会社4社も3月と4月に酒類の値上げを発表しました。今回の値上げは原材料の高騰のためであり、増税ではありませんが、実際にどれ位の税金がかかっているのを見ていきましょう。

●酒税とは

酒税とは酒類に課せられる税金のことをいいます。酒税は消費税と同じ間接税の一種で、出荷時に課税され酒類製造者が国税庁に酒税を納めます。この酒税の分が価格に上乗せされ、消費者が購入時に酒税を負担する仕組みになっています。

●酒の種類・課税割合

酒類の分類は「発泡性酒類」（ビール・発泡酒等）、「醸造酒類」（清酒・果実酒等）、「蒸留酒類」（焼酎・ウイスキー等）、「混成酒類」（合成清酒・みりん等）の4種類に分けられています。

具体的に、どの位の税金を私達は納めているのでしょうか。下図で見てみましょう。

	ビール	発泡酒	ビール風酒類	清酒	果
実酒(ワイン)					
	350ml あたり	350ml あたり	350ml あたり	720ml あたり	
720ml あたり	77.0 円	47.0 円	28.0 円	86.4 円	
57.6 円					



特にビールの税負担が高くなっているのがお分かりになると思います。酒税はたばこ等と同様、高い税率のまま残り、今日でも、消費税との二重課税という形で徴収されています。「ビールは贅沢な嗜好品」という古くからの認識が今でもそのまま続いていると言えます。



ガソリン税



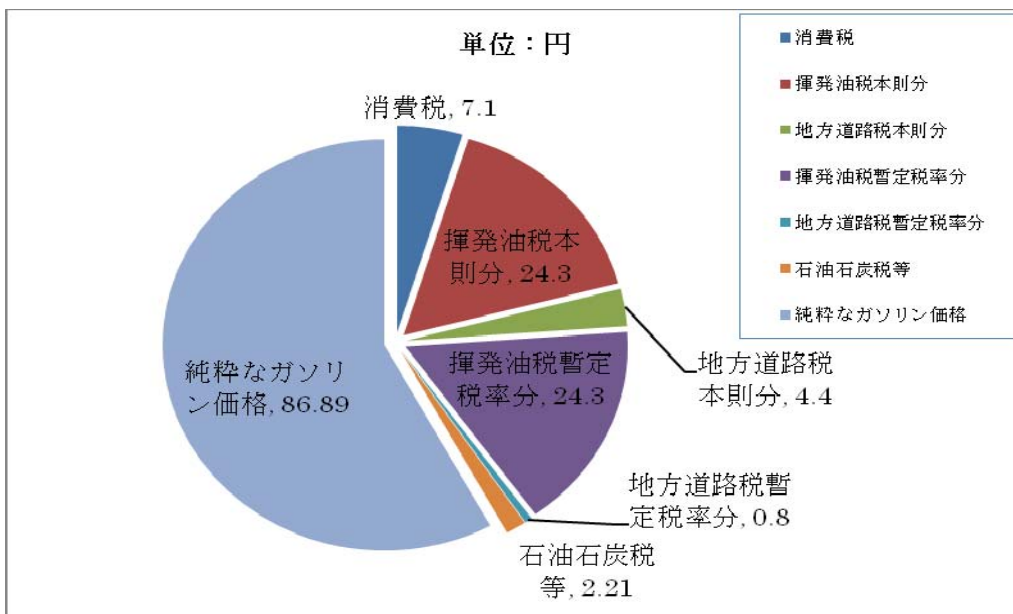
今月のピックアップ 2

昨今のねじれ国会でずいぶんと議論されている「道路特定財源」、いわゆる「ガソリン税」。皆様はどう思われましたか？ガソリンの暫定税率が本則税率にかなり上乘せされていたことをご存知でしたか？今回は、ガソリンの中身を少しひもといてみました。皆様はこの税金どう思われますか？

《平成20年3月31日までと平成20年4月1日以降のガソリン税の違い》

(平成20年3月31日まで)		→	(平成20年4月1日以降)	
	1リットル当たり(沖縄地区除く)			1リットル当たり(沖縄地区除く)
揮発油税率	48.6円		揮発油税率	24.3円
地方道路税率	5.2円		地方道路税率	4.4円
合計	53.8円		合計	28.7円

《1リットル150円である場合の価格の内容(暫定税率廃止前)》



実は今回暫定税率の上乗せがなくなったのは、ガソリン税だけではありません。自動車取得税が4月から、5%から本則の3%へ。さらに自動車重量税が5月から本則の2.5倍であった暫定税率がなくなります。つまり、車を購入するなら、3月より4月。さらには、5月の方がお得なんて事態が生じたのです。何を隠そう！当事務所にもこの恩恵を受けている職員がお

租税特別措置法について、平成20年3月31日、その改正案が参議院で審議されないまま2007年度末の期限切れを迎えました。ガソリン税をはじめ、皆様にもよくおなじみの「中小企業者等の30万円未満の減価償却資産の全額損金算入の特例」等、その延長期限法案が可決されずに新年度を迎えてしまいました。今後の動向をみて、随時お客様にお伝えしていきたいと思ひます。



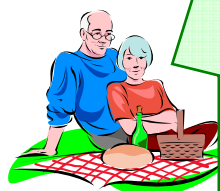
《お客様からのお言葉欄》

「相続税の申告を終えて」

・この度は大変お世話になりました。何もわからない私共を根気よく長い目で見守って下さった先生方に感謝致します。子供の仕事の都合とはいえ、あつという間の10ヶ月でした。本当に大変な出来事でした。今後とも教えていただきご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくご指導の程お願い致します。本当に皆様ありがとうございました。そして、お花とてもうれしかったです。

Y様より

・突然の相続のことで何もわからない中、全てお任せして相続の手続きが完了！



今月のはてな君

Q. 後期高齢者医療保険制度が4月から開始しました。所得税で不利になることってあるの？

A. 例えば、母親が後期高齢者医療保険料を支払うことになった場合、その保険料は年金を受け取った母親が負担したということになります。今まで母親を扶養していた息子さんは、母親が負担した保険料について息子さんの確定申告で社会保険料控除をすることができなくなりました。

《納税スケジュール》

6 月

税目	期間	納期限
軽自動車税		6月2日(月)*
自動車税		6月2日(月)
個人住民税	1期分	6月30日(月)

7 月

税目	期間	納期限
固定資産税	2期分	7月31日(木)
所得税予定納税	1期分	7月31日(木)

*地域によって異なります。

案内図

支店

本店



最寄り駅 JR 横浜線、地下鉄グリーンライン 中山駅 本店：徒歩12分
支店（相続フラザ）：徒歩5分

発行 清田会計グループ
税理士法人 アグリコンサルティング
株式会社 清田会計事務所
広報委員会

本店 〒226-0014 横浜市緑区台村町 644 番地
電話 045-929-1527 FAX 045-929-1528
支店（相続フラザ） 〒226-0011 横浜市緑区中山町 83 番地
電話 045-350-5605 FAX 045-350-5606
URL <http://www.zeirisi.co.jp>